

件名	愛媛県手数料条例及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年12月4日法律第63号)
<p>【改正の概要】</p> <p>令和元年12月4日に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され「覚せい剤取締法」改正されたことに伴い、必要な条例改正を行うものである。</p> <p>主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 覚せい剤 → 覚醒剤 ○ その他の常用漢字等の修正 	
施行日	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)第4条の規定の施行の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○法改正の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 覚せい剤取締法 → 覚醒剤取締法 ・ 常用漢字等の修正 ・ 医薬品である覚醒剤原料の携帯輸出入許可制度の新設 ・ 覚醒剤原料の取扱い等に係る改正 	

